

和光市健全な財政運営に関する条例案に対し提出された意見と市の考え方

：意見を反映し案を修正した

：意見を一部反映し、案を修正した

：案を修正しなかった

No.	意見の概要	意見の補足 説明・理由	市の考え方	区分
1	第1条「市民福祉」を「市民生活」等の表現にする。	第1条目的で「市民福祉の向上」とうたと狭義の福祉施策向けの条例と解釈される。より高次の市政全般についての条例であるのなら表現の修正を。	<p>地方自治法において、地方公共団体の役割は、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する」とことと規定されています（なお、ここでいう「福祉」とは、障害者福祉や高齢者福祉などの限定されたものではなく、包括的な福祉を意味しています。）。</p> <p>本条例の究極的な目的は、健全な財政運営の確保を図ることにより、地方公共団体としての役割を果たすことであるため、その目的を明確にするために地方自治法の規定に合わせ「福祉」という用語を使用しています。</p> <p>なお、パブリックコメントの条例案全体を見直した結果、前文中で使用されていた「市民生活」については「市民の福祉」と、第1条の「市民福祉」については「市民の福祉」とし、用語の整理を行いました。</p>	
2	第2条を削除する。	条文の中で規定することで足りる。解説に記載すると良い。	<p>本条例では、総合計画、実施計画、個別計画など市民にとってあまり馴染みのない用語が多く使用されるため、特に定義が必要と判断した用語については、総則部に定義規定を置き、条例全体を市民に分かりやすいように整理しました。</p> <p>このことから、修正は行いません。</p>	
3	第4条第3項を削除する。	会計管理者の責任であり、市長の責務として規定するほどの内容ではない。	<p>本項の規定は、健全な財政運営を行っていく上で、市長が果たすべき役割として重要な意義を有するため、削除はいたしません。</p> <p>なお、ご指摘いただいたとおり、パブリックコメントの条例案で使用していた「適切な会計処理」という表現は、会計管理者の職務権限と重なる部分があり、市長の責務としては明確性に欠けるため、本項の表現を再度検討し、第4条第3項中「適切な会計処理を行わなければならない」を「財務に係る事務を適切に執行しなければならない」に修正しました。</p>	

4	<p>(第4条第3項が削除されたとして)第4条第3項に第12条の情報の公表を入れる。</p>	<p>「情報の公表」は第3条の基本方針に規定する「透明性の高い財政運営」の支柱である。</p>	<p>市長の責務として、第4条第1項において「市長は、前条に規定する財政運営の基本方針に基づき財政を健全に運営しなければならない」旨を定めています。</p> <p>このことから市長は、「透明性の高い財政運営」を行う責務を負うこととなります。</p> <p>責務規定とは、本条例の目的達成のために市長に一定の責務があることを強調するために総則部に置かれるものですが、「情報の公開」は、「透明性の高い財政運営」という市長の責務を果たすための具体的な取組を規定するものであり、総則部にはなじまないことから、修正は行いません。</p> <p>なお、責務規定を受けた実体的な「情報の公表」などの規定は、「財政運営の指針」の章において規定しています。</p>	
5	<p>第5条「手法」を「方策」とする。</p>	<p>「手法」よりも「方策」が包括的である。</p>	<p>ご意見を受け、修正を行いました。</p>	
6	<p>第6条、文体を受身にする必要がない。</p>	<p>例えば、「公共施設その他の資産は次に掲げる事項を検討し、長期的な観点から適切に管理しなければならない。 (1)維持及び修繕に要する費用の見込額 (2)用途の見直し、統廃合等の可能性」</p>	<p>ご意見を受け、文体や表現について見直しを行い、第6条中「公共施設その他の資産は」を「市長は、公共施設その他の資産を」に改め、同条第2号中「使用の状況等」の前に「前号の費用及び」を加えました。</p>	
7	<p>第6条関係、資金運用の条文を復活させる。</p>	<p>第6条には資金運用について触れていないため、文体は受身ではなく。</p>	<p>ご意見の通り「資金」については、第6条で規定されている「公共施設その他の資産」に包含されると解釈することには無理があるため、和光市財政健全条例等検討委員会の当初案にあった「資金」についての規定を復活させることとしました。また、文体についても、見直しを行い、次のように修正しました。</p> <p>(資金運用) 第7条 市長は、資金を効率的に運用し、かつ、損失が生じないよう適切に管理しなければならない。</p>	
8	<p>第8条「必要があると認める場合」を「必要がある場合」とする。</p>		<p>起債を行うに当たって、重要性又は緊急性が高いか否かを判断する客観的な基準が存在しないことから、市が特に必要があると判断した場合にのみ起債できるということを明確にする必要があるため、パブリックコメントの条例案の規定方法を採用しました。</p> <p>このことから、修正は行いません。</p> <p>なお、第8条第2項の規定により起債した場合、どのような事由をもって特に必要があると判断したのかについて、市長が説明しなければならない旨を定め、市長の説明責任について明文化しました。</p>	

9	第14条「特定目的基金を含めた実質単年度収支」を「基礎的財政収支」とする。		<p>実質単年度収支は、単年度収支に、実質的な黒字要素を加え、赤字要素を差し引いた額であり、年度の純粋な収支に相当するため、その年の経営成績と言えるものです。したがって、健全な財政運営において、重要な数値となりますが、通常の実質単年度収支の算定においては、法律に基づいて設置される財政調整基金のみが考慮され、他の基金は考慮されないことから、本条例では、実質的な現金資産の増減を捉えるため、実質単年度収支の算定において、一般会計に属する特定目的基金も考慮することにより、単年度における純粋な収支を示す独自の財政判断指標を設定しております。</p> <p>ご意見としていただきました「基礎的財政収支」という用語は、すでに財政用語として一般的に使用されている用語であり、本条で規定する必要がある市独自の財政判断指標とは異なる意義を持つことから、修正は行いません。</p>	
10	第16条関係、行政経営方針の条文を復活させる。		第2条において「行政経営方針」の定義をしたことから、和光市財政健全条例等検討委員会の当初案では独立して規定された「行政経営方針」についての規定を削りました。	
11	第17条を削除する	計画財政の徹底という趣旨であれば、この条文がなくても成立し、かえって混乱を招くことになる。	<p>市の施策は、総合計画だけでなく、特定の行政分野において個別的に策定された計画である個別計画に基づき行われるため、施策の実効性を高めるためには、総合計画だけでなく、個別計画についても中期財政計画との整合性を図り、財政面の裏付けのある計画として策定する必要があります。</p> <p>このことから、本規定は、市が計画的な財政運営を行うに当たって重要なものとなるため、修正は行いません。</p> <p>なお、ご指摘いただいたとおり、本条例では、総合計画、実施計画、個別計画などさまざまな用語が多く使用されており、第2条に定義規定を追加し、条例全体を市民に分かりやすいように整理しました。</p>	
12	第19条「市長が別に」を「規則で」とする。	規則を作りその中で細部については市長が定めるとすれば良い。初めから規則を作らないのでは、この条例の基本方針の透明性を欠くこととなる。	<p>規則という法形式をとり規定すべき内容については、当然規則を制定することになります。例えば実務的な事務処理の手順については要領で定める、財務諸表や財政判断指標の公表については告示で行うなど、条例の施行に当たって必要となる様々な事項については、規則に限らず告示その他の方法で定めることが適当なものもあります。</p> <p>このことから、市長に包括な権限を委任し、規則に限らず他の手法も含め市長が定めることができる規定が適当であるため、修正は行いません。</p>	